

避難指示区域の指定状況等

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、原子炉の損傷や放射性物質の放出・拡散から住民の生命・身体の危険を回避するために、国は原発事故直後から原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示を出し、事故の深刻化に伴い徐々に避難指示区域を指定しました。

そして、原子炉が冷温停止状態であることがわかると、避難指示区域は、住民の帰還に向けた環境整備と地域の復興再生を進めるため、年間積算線量の状況に応じて、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3つの

区域に見直されました(2012年4月1日)。その後、田村市の都路地区、川内村、楢葉町、葛尾村(一部地域を除く)、南相馬市(一部地域を除く)、川俣町の山木屋地区、飯館村(一部地域を除く)、浪江町(一部地域を除く)、富岡町(一部地域を除く)、大熊町(一部地域を除く)、そして双葉町(一部地域を除く)の避難指示解除が行われ、徐々に住民の方が帰れる区域が増えてきています。

現在の避難指示区域の状況は図のとおりです。避難指示解除準備区域及び居住制限区域はすべて解除されています。

区域区分

■避難指示解除準備区域

復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域。

■居住制限区域

将来的に住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域。

■帰還困難区域

放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域。

<特定復興再生拠点区域について>

福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となりました。

市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成し、当該計画を内閣総理大臣が認定します。

各市町村の当該計画は、双葉町は2017年9月、大熊町は同年11月、浪江町は同年12月、富岡町は2018年3月、飯館村は同年4月、葛尾村は同年5月に認定され、特定復興再生拠点区域の避難指示の解除は、葛尾村は2022年6月12日、大熊町は同年6月30日、双葉町は同年8月30日、浪江町は2023年3月31日、富岡町は同年4月1日と11月30日、飯館村は同年5月1日に実施されました。

<特定帰還居住区域について>

福島復興再生特別措置法の改正(2023年6月)により、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外の区域において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居

避難指示区域の概念図

令和5年11月30日時点 富岡町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除後

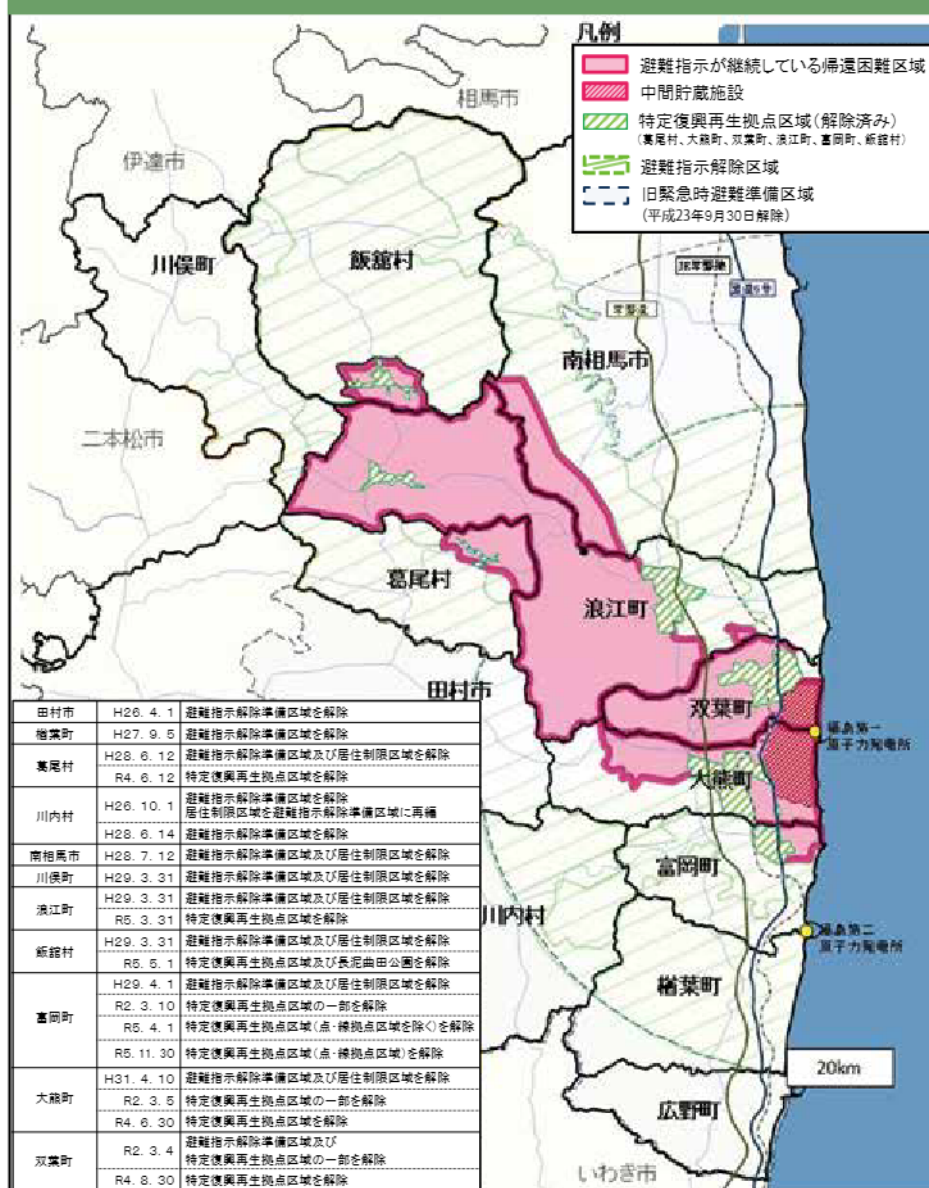


図 現在の福島県の避難指示区域の状況(令和5年11月30日時点)

資料:福島県HP 福島復興情報ポータルサイト「避難区域の変遷について」(令和5年11月30日更新)

住区域」を設定することが可能となりました。

市町村長は、「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、当該計画を内閣総理大臣が認定します。当該計画は、大熊町、双葉町は2023年9月、浪江町は2024年1月に認定され、復興再生に向けて計画を推進しています。